# 平成27年度定期監査の結果に関する報告 (平成28年3月31日付け浜田市監査委員告示第2号) に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

## 第6 監査の結果

## 2 財務部

#### 指摘事項 措置状況 ア 改善等を要する事項及び意見 (2) 税務課 (現 資産税課) (ア) 契約事務について 予定価格が 50 万円を超える業務委託 ご指摘いただいた予定価格が50万円 の契約について、地方自治法施行令 を超える業務委託の契約については、 第 167 条の 2 第 1 項第 1 号によるもの 平成28年度から入札による相手方の選 とし、競争見積による随意契約を行っ 定を行っており、改善しました。 ていた。第1号による随意契約は業務 委託の場合、予定価格が50万円を超え ないものが対象となるため、入札によ る相手方の選定が適正となる。つい ては、契約規則に基づき適正に契約相 手方の選定を行うよう留意されたい。

#### 3 健康福祉部

| 指摘事項       |                      | 措置状況               |
|------------|----------------------|--------------------|
| (1) 地域医療対策 | ア 改善等を要する事項及び意見      |                    |
| 課          | (ア) 行政財産使用料について      |                    |
|            | 大麻診療所敷地に係る行政財産使用     | 浜田市行政財産使用料条例第 6 条の |
|            | 料について、許可の起案を確認したと    | 規定に沿って市長決裁を受けるととも  |
|            | ころ、普通財産の有償貸付に関する取    | に、行財政改革推進課長に合議を行う  |
|            | 扱要綱及び健康長寿課起案(平成 16 年 | よう改めました。           |
|            | 度)の決裁文書(部長決裁)による普    |                    |
|            | 通財産貸付に係る減免の規定を適用し    |                    |
|            | 減免としていたが、普通財産に関する    |                    |
|            | 規定を行政財産に適用することは適当    |                    |
|            | ではない。行政財産使用料条例の減免    |                    |
|            | 規定は「他の地方公共団体その他の公    |                    |
|            | 共団体又は公共的団体において、公用    |                    |
|            | 若しくは公共用及び公益事業の用に供    |                    |
|            | するため使用するとき、又は市長が特    |                    |
|            | 別の理由があると認めるときは、使用    |                    |
|            | 料を減額し、又は免除することができ    |                    |
|            | る。」となっている。           |                    |
|            | 貸付けの相手方は公共的団体には当     |                    |
|            | たらないため、免除とすべき理由を明    |                    |

示し、市長が特別の理由があると認めるときとして市長決裁を受ける必要がある。担当課においては根拠となる規定の整合性、市長が認める場合の理由は第三者から見て説得力があるものとなっているか再度確認の上、適切な取扱いをされたい。

なお、「市長が特に必要と認めた」 減免の決裁は単件ごとの市長決裁(財

務部長、財務部次長合議)となって おり、また、浜田市公有財産規則第20 条(使用許可の手続)により行政財産 の使用を許可しようとするときは、

「行財政改革推進課長に合議しなけれ ばならない」とされていることに留意 されたい。

#### 8 上下水道部

(1)管理課

#### 指 摘 事 項

## ア 改善等を要する事項及び意見

### (ア) 行政財産の使用許可について

浜田市公有財産規則第 20 条 (使用 許可の手続)により、許可しようとす るときは、行財政改革推進課長に合議 しなければならない、と規定されてい るが、起案文に合議のないものが見受 けられた。ついては、規則に基づき適 切な決裁処理を行うよう改善された い。

また、携帯基地局の使用料積算について他課の同様の施設の積算方法と異なる規定を元に積算されている。同種の施設に係る使用料の積算は市で統一するべきと考える。

(イ) 工業用水道事業会計の人件費の 計上について

工業用水道事業会計において負担と する3名の人件費負担について、会計 処理の考え方の説明を求めた。工業用 水道事業開始時(旧三隅町)に料金設 定に関する説明資料の中で、3人の人

#### 措置状況

決裁処理について、上下水道部単独 で決裁していたものを行財政改革推進 課長に合議するように改善しました。

また、使用料の積算については、浜 田市行政財産使用料条例に基づいて積 算するよう統一しました。

平成30年度予算編成において、平成29年6月から7月に実施した事務事業量調査に合わせて現行の業務量を勘案し、今までの工水支弁職員を3人から2人へ変更しました。

員配置で国及び中国電力株式会社の了 承を得てスタートし、現在に至ってい る。3人の携わる業務は、工業用水道 事業に特化しているわけではないが、 反対に 3 人以外で工業用水道事業に携 わっている職員もおり、それぞれの業 務に携わる割合に応じて支出すれば事 務が煩雑となる。

また、逆に 3 人を 100%工業用水道 事業の業務だけに携わせることとする と他の業務に支障が出ることになるた め、例えば 30 人役のうち、10 分の 1 を工業用水道事業の業務とすれば、3 人の人件費を 100%支出するものと考 えている。独立採算制の趣旨から必要 とする人件費の負担となるよう今後考 えていく、と説明があった。人件費負 担については、現在検討されている水 道料金に影響する重要な事項となるた め、負担の正当性及び根拠について明 確にし、適切な会計処理が行われるよ う留意されたい。

なお、今後の施設更新や業務の拡張 等、情勢の変化に応じて、工水支弁職 員の人数を改めて変更することもあり うるものと考えます。

## (2) 工務課

ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) 契約事務について

随意契約の工事請負契約について、 有資格者でないものとの契約が見られ「参加資格者名簿を必ず確認し、その中 た。随意契約を含め、市が発注する建一 設工事の相手方は、建設工事等競争入 札参加者選定要領及び建設工事指名競 争入札参加者指名基準の規定により、 入札参加資格のある者から選定するこ ととなっている。契約の相手方選定の 際は、工事種別ごとの資格者の中から 選定するよう改善されたい。

工事発注の際、工事種別ごとの入札 から選定するよう改善しました。